

## 中国特許調査データ報告に基づく 最適な中国知財戦略の再考

周 志 超\*  
郭 超\*\*  
王 璐\*\*\*  
富 永 隆 介\*\*\*\*

**抄 録** 中国の国家知識産権局は、中国全土における特許の創造・保護・活用の状況を把握すべく、2008年から中国全土で特許調査を実施してきた。当該調査内容は広範であり、イノベーション、特許の活用、特許の保護、特許の管理、特許のサービスなどの分野に及ぶ。本年に入り、国家知識産権局が中国の特許状況に関する情報を広く発信するため、初めて対外的に「中国特許調査データ報告」の全文を公開した。当該調査の調査範囲は、23の省、直轄市と自治区に及び、アンケートに答えた企業数は、10,057社、大学・研究機関数は、1,123校・機関、個人の発明者数は、967名に上る。当該調査の内容を把握することは、自社の中国知財戦略の立案に携わる知財担当者にとって有益であると考えられ、本稿では、「中国特許調査データ報告」のうち、重要な部分について紹介する。さらに、「中国特許調査データ報告」は中国全国の特許状況に関するマクロレベルの総括的調査であるため、中国各地における特許状況に関する顕著なバラツキを把握することは難しいので、各地のミクロレベルの特許状況についても紹介するために、国家知識産権局が発行した「2015年度 全国特許実力状況報告」の内容も合わせて説明する。

### 目 次

1. はじめに
2. 研究開発活動
  2. 1 研究開発の基本状況
  2. 2 研究開発の投入
3. 特許の活用状況
  3. 1 特許の実施と商用化
  3. 2 総特許の実施許諾及び移転
  3. 3 権利者の新技術開発による収益の獲得を妨げる原因
4. 特許の管理状況
  4. 1 企業の知的財産部及びその人員構成
  4. 2 特許の品質
  4. 3 大学及び研究機関が特許を移転及び産業化（商業化）するための措置
5. 特許の保護状況
  5. 1 企業のイノベーション成果に対する特許による保護

5. 2 特許の保護水準
5. 3 特許権侵害と保護
6. 各地の特許の発展状況
7. おわりに

### 1. はじめに

従来、特許出願件数至上主義が、多くの企業

\* 中国弁護士 Zhichao ZHOU

\*\* シノフェイス（新諍信）知的財産コンサルティング株式会社 特許戦略部 ディレクター 中国弁理士 Chao GUO

\*\*\* シノフェイス（新諍信）知的財産コンサルティング株式会社 日本業務部ゼネラル・マネージャー Lu WANG

\*\*\*\* シノフェイス（新諍信）知的財産コンサルティング株式会社 日本業務部 アカウント・マネージャー Ryusuke TOMINAGA

の知財戦略の中心を占めていた。近年、経営に対する知財の重要性が改めて認識されるにつれて、多くの企業の知財戦略は、従来の出願件数至上主義から、自社の事業に貢献するための市場の知財状況に即した知財戦略に移行している。このため、知財戦略を立案する際、市場の知財状況を把握すべく、市場の知財状況を調査することも少なくない。

しかしながら、日系企業が日本市場にマッチした知財戦略を立案するために、日本市場の状況を調査することは可能であるにしても、中国市場にマッチした知財戦略を立案するために、中国市場の知財状況を調査することは容易ではないことが多い。言語的障害、地理的障害、広大な国土、地域によって経済発展の状況が著しく異なることに起因する地域格差などのために、日系企業が中国市場の知財状況を自社独自で調査し、実情を把握することは経済的側面、マンパワーの側面から困難である。

そこで、本稿では、中国の国家知識産権局が、中国全土における特許の創造・保護・活用状況を把握すべく、2008年から毎年中国全土で調査し、これまで国家知識産権局の内部の政策立案資料として国家知識産権局の内部で使用され（外部に公開されてこなかったが）、本年初めて対外的に公開された中国特許調査データ報告の内、中国の知財戦略を立案・策定するのに重要な内容を筆者の見解も交えながら紹介する。中国特許調査データ報告<sup>1)</sup>の内容を理解すれば、中国市場の知財状況を客観的に把握でき、自社の中国知財戦略の立案に携わる知財担当者にとって、有益であると考えられる。

さらに、「中国特許調査データ報告」は中国全国の特許状況に関するマクロレベルの総括的調査であるため、特許状況に関して中国各地に存在する顕著なバラツキを把握することは容易ではなく、中国の国土が広大であるので沿岸部と内陸部では経済的発展の状況・知的財産の保

護状況が大きく異なることがあるため、各地のミクロレベルの特許状況についても把握することは、中国各地の特許状況に即したより精緻な中国知的財産戦略を立案するためには、不可欠である。

このため、中国各地のミクロレベルの特許状況についても紹介するため、国家知識産権局が発行した「2015年度 全国特許実力状況報告」の内容も合わせて説明する。「2015年度 全国特許実力状況報告」には、国家知識産権局が、特許の創造、特許の活用、特許の保護、特許の管理、及び特許のサービスの5つの分野に関して、31の省、自治区、直轄市を実態調査し、特許の発展状況をポイント化し、各地の特許の発展状況に関するランキングが纏められている。

## 2. 研究開発活動

### 2.1 研究開発の基本状況

#### (1) 研究開発の周期

2014年、中国特許権者の平均的な研究開発の周期は、主として3年以下に集中しており、その割合は83.1%に達する。具体的には、企業と個人の研究開発の周期は、全体の研究開発の周期とほぼ一致しており、大学及び研究機関の平均的な研究開発の周期は1～3年に集中している。相対的に見れば、研究機関の研究開発の周期は長く、3年以上の研究開発の周期が占める割合が27.8%である。

#### (2) 研究開発のモデル

88.1%の企業は、自前で研究開発し、その成果を製品化し、市場に投入していることが調査で判明した。このことから分かるように、中国企業は依然として、自前で発明の創造から、製品化、販売まで一貫して実施しており、自前主義の傾向が強いことが分かる。

大学と研究機関の研究開発のモデルには、一

定の共通性がある、即ち、両者とも基礎研究に従事し、特許件数は多くなく、外部にライセンスすることは少ない。一方、関連する（同様な研究テーマに取り組んでいる）企業と積極的に連携し、企業からの委託研究及び企業との共同研究を活発に実施している。その割合は大学が52.7%、研究機関が42.4%である。相対的に見れば、大学の60.9%が、「関連する企業と積極的に連携し、企業の委託研究及び企業との共同研究を実施」するモデルを研究機関よりも積極的に採用しているのに対して、研究機関は34.4%がそのモデルを採用しているに過ぎない。

個人の発明者について見れば、研究開発のモデルは自己による研究開発が主要な割合を占め、その割合は75.0%に達する。その次に多いのが友人との共同研究であり、その割合は15%に達する。中国国内の大学、研究機関、企業と共同で研究開発することは少なく、その割合は10%にも満たない。

## 2. 2 研究開発の投入

### (1) 各プロジェクトの平均研究開発費

企業が各プロジェクトに平均的に投入する研究開発費は、10万元以上100万元未満の間に集中しており、その割合は45.3%に達する。

大学及び研究機関が各プロジェクトに平均的に投入する研究開発費は、100万元未満がほとんどである。100万元以上では、研究機関が大学よりもその割合が相当高くなっている。つまり、研究機関が大学よりも研究開発費が多いことが分かる。大学及び研究機関では、各プロジェクトから生まれる特許件数の状況はほぼ一致しており、主として1～2件であり、その割合は75.7%に達する。

個人の発明者が、各プロジェクトに平均的に投入する研究開発費は、10万元未満に集中しており、その割合は、66.9%に達する。

### (2) 研究開発費の財源

研究開発費の財源についてみると、企業では、自己資金が主たる研究開発費の財源であり、その割合は96.4%に達する。研究開発費の財源を政府の資金や他の資金に依存している割合は低く、それぞれ16.3%、11.1%である。研究開発費の財源を外国企業の資金に依存している割合は極めて少なく、0.3%に過ぎない。なお、本質問の回答は複数選択のため、パーセンテージの合計は100%を超える。

個人の発明者の研究開発費の財源は、企業の研究開発費の財源とは異なり、個人の貯蓄が主であり、その割合は81.3%に達する。次に多いのが、公的研究開発費援助の申請より獲得した研究開発援助金であり、その割合は18.2%に達する。銀行からの融資及び友人からの支援を研究開発費の主たる財源にしている割合は、それぞれ10.4%、8.5%である。なお、本質問の回答は複数選択のため、パーセンテージの合計は100%を超える。

### (3) 研究開発費の用途

研究開発費の用途についてみると、企業の研究開発費は主として技術の改良、研究員の労務費に使用しており、その割合は5割を超える。次に多いのが、研究開発設備の購入であり、その割合は45.0%に達する。

### (4) 研究開発費の支出額

6割以上の企業において、2014年の研究開発費は10万元以上500万元未満である。主として10万元以上100万元未満に集中しており、その割合は37.7%に達する。一方、2014年の研究開発費が1,000万元以上である企業の割合は12.8%であった。

### (5) 研究開発費が売上高に占める割合

2014年、4割以上の企業において、研究開発



費が売上高に占める割合が5%以上であり、研究開発費が売上高に占める割合が10%以上の企業の割合は、16.4%であった。一例として、2015年、ファーウェイ（華為技術）の研究開発費が売上高に占める割合が約15%を占め、研究開発費は約600億元である。2014年と比較すると、ファーウェイの研究開発費は約188億元増加し、46.1%の増加率である<sup>2)</sup>。

#### (6) 研究開発費の内、知財活動費が占める割合

2014年、47.1%の企業が、研究開発費の10%未満を知財活動に使用していた。一方、4.0%の企業において、研究開発費の90%以上を知財活動に使用していた。多くの企業において、研究開発費の内、知財活動費が占める割合が低いのは、近年中国政府が特許出願などの知財活動に対して多額な政府補助金を支給しており、中国企業が特許出願などに費やす費用を抑制できている結果であると思われる。

私見ではあるが、日本特許庁なども日本の企業などに対する特許支援の施策（特許の出願・保護に要する費用の援助など）をより一層充実化しなければ、日本の企業がグローバル競争において、コスト面において中国の企業よりも劣勢な状況に陥る可能性があると感じる。

### 3. 特許の活用状況

#### 3.1 特許の実施と商用化

##### (1) 特許の実施率

2014年、自己所有の総特許（発明特許、実用新案、登録意匠を含む。）の実施率は57.9%であった。権利者の類型ごとにみると、企業の総特許の実施率が相対的に高く、68.6%であった。更に、企業の種別ごとにみると、外資企業の総特許の利用率は最も高く、72.2%であり、とりわけ登録意匠の実施率は77.0%に達した。但し、外資企業の発明特許の実施率は、内資企業（中

国本土企業）や香港・マカオ・台湾企業の発明特許の実施率よりも低かった。

企業の規模（大型企業、中型企業、小型企業、零細企業）ごとにみれば、零細企業の総特許の利用率は、他の規模の企業よりも低く、約50%であった。中型企業の総特許の利用率が最も高く、73.0%であった。

このように、中国での総特許の利用率は、従来考えられていたよりも高く、日本の特許の利用率（特許行政年次報告書<sup>3)</sup>参照）と大差がなく、中国で特許を取得できても、活用できないのではないかという日系企業の従来の懸念を払拭できる数字であると考えられる。近年、中国政府が特許の活用を促進するために、「国家知的財産戦略の実施を深掘りし、知的財産の強国の建設を加速するプラン<sup>4)</sup>」などの政策を遂行していることが関係していると思われる。

##### (2) 所有している総特許のうち、販売している製品への実施比率

所有している総特許のうち、販売している製品への実施比率は、全体では、42.9%であった。その割合は、権利者の種類ごとに相違しており、企業は52.3%に達し、研究機関及び個人はいずれも20%台であった。

また、総特許の種類ごとに見ると、発明特許の割合は低く、その割合は35.6%であった。

権利者が1～2件の総特許を所有している場合、販売している製品への実施比率は低く、3割に満たなかった。一方、権利者が10～29件、又は30～99件の総特許を所有している場合、販売している製品への実施比率は、5割を超えていた。他方、権利者が100件以上の総特許を所有している場合、販売している製品への実施比率は、減少して4割に満たなかった。つまり、総特許件数は、少なすぎず、多すぎず、程よい程度の件数を所有している場合に、最も効果的に総特許が活用されていることが分かった。

企業の種別についてみると、外資企業の所有している総特許のうち、販売している製品への実施比率が少し高く、56.2%であった。その内、登録意匠については62.8%であり、実用新案については57.5%であり、全て最も高い割合であった。但し、発明特許については42.0%に過ぎず、最も低かった。このように、外資企業の製品が中国で現地化（小改良・デザインの変更など）することにより、中国市場のニーズを満たしていることがうかがえる。

内資企業についてみると、国有企業の所有している総特許のうち、販売している製品への実施比率は、47.5%であり、非国有企業の53.0%よりも低かった。とりわけ、国有企業の所有している発明特許・実用新案のうち、販売している製品への実施比率は、非国有企業のその比率よりも大幅に低かった。非国有企業は、国有企業と比較すると、利用できる有利な社会資源を所有しないため、イノベーションを強化することでしか競争に勝ち残れないことが起因していると思われる。

### 3. 2 総特許の実施許諾及び移転

#### (1) 総特許の実施許諾の割合

総特許の内、他人に実施許諾できた総特許の割合は、全体で9.9%であった。権利者の種別からみると、企業と個人の特許の実施許諾の割合は相対的に高く、特に個人は10%を超えていた。総特許の種別からみると、登録意匠の実施許諾の割合は高く、12.1%であり、発明特許の実施許諾の割合は低く、8.2%であった。

企業の種別からみると、外資企業・内資企業の間では、特許の実施許諾の割合に関して、大きな差異は存在しなかった。相対的にみると、外資企業の登録意匠の実施許諾の割合が高く、11.7%に達した。

内資企業のうち、国有企業の総特許の実施許諾の割合は、相対的に低く、7.1%に過ぎなかつ

た。とりわけ、発明特許の実施許諾の割合は、5.7%であり、非国有企業の（実施許諾の割合）10.9%よりも、著しく低かった。

企業の規模で見れば、企業の規模が小さければ小さいほど、総特許の実施許諾の割合は高く、零細企業では11.6%であり、大型企業の7.3%よりも高かった。とりわけ、零細企業の登録意匠の実施許諾の割合は13.1%に達した。

#### (2) 総特許の移転割合

総特許の内、他人に移転できた総特許の割合は、全体で5.5%であった。権利者の種別からみると、企業と個人では相対的に高く、5.0%を超えていた。一方、大学では低く、1.5%であった。

企業の種別からみると、外資企業・内資企業の間では、総特許の移転の割合に関して、大きな差異は存在しなかった。相対的にみると、外資企業の総特許の移転の割合が高く、6.8%に達した。また、香港・マカオ・台湾企業の発明特許の移転割合が最も高く、9.2%に達した。

内資企業のうち、国有企業の特許の移転の割合は、非国有企業の特許の移転の割合よりも、低かった。

企業の規模で見れば、企業の規模と総特許の移転の割合の間に大きな相関はなかったが、規模の小さい企業では相対的に高かった。具体的には、零細企業の発明特許の移転の割合が最も高く、10%近くに達した。

### 3. 3 権利者の新技術開発による収益の獲得を妨げる原因

62.1%の企業が「競合他社が自社の新技術開発を模倣することを有効に阻止できない」ことが、新技術開発による収益の獲得を妨げる原因であると考えている。また、45.3%の企業が「効果的な融資ルートがなく、商業化するのに必要な資金が得られない」ことが原因であると考え

ている。

個人発明者の新技術開発による収益の獲得を妨げる原因について質問したところ、62.7%の個人発明者が、「技術成果である特許から当該特許を利用した製品を製造・販売するまでに非常に長い時間を要する」ことが原因であると考えていた。また、34.7%の個人発明者が、製造設備がなく、すぐに量産できないことが原因であると考えており、34.9%の個人発明者が、販売ルートが欠如が原因であると考えていた。

## 4. 特許の管理状況

### 4. 1 企業の知的財産部及びその人員構成

#### (1) 知的財産部及びその人員配置状況

2015年の調査では、54.6%の企業が社内に知的財産関連の部署を設置していた。このうち約76.1%の企業において、人員は2名以下であり、16.3%の企業において、人員は3～5名であった。

#### (2) 知的財産部の主要な任務

知財部員の任務の85.7%は、自社知財権の保護、未利用特許権の放棄、年金管理などであった。知財部員の任務の60.5%は、企業の研究開発活動に参加し、研究者に対する特許教育、特許調査、明細書の作成などであった。

#### (3) 企業の知的財産の管理規定

61.0%の企業において、社内で統一の知的財産の管理規定が整備されていた。

#### (4) 大学及び研究機関における知的財産部及びその人員構成

8割近くの大学及び研究機関が知的財産部を設立しており、知的財産部を設立していない割合は、研究機関の中で24.2%であり、大学の中では、わずか9.7%であった。但し、兼任者の割合が高く、大学の知財部員の70.5%が兼任者

であった。

知的財産部を設立している大学及び研究機関の中で、8割以上の大学及び研究機関において知財部員が2名以下であり、2.4%の大学及び研究機関が、11名以上の知財部員を配置していた。全体的に見れば、大学及び研究機関の知財部員が5名以内である割合は9割以上を占め、兼任者が2名以下である割合が7割以上であった。

## 4. 2 特許の品質

### (1) 高品質の特許の定義

8割以上の特許権者は、高品質の特許とは、「技術水準が高く、開拓性があり、当該領域において先進的地位にある特許」を指すと考えている。

特許権者の類別からみると、類別ごとに高品質の特許の定義に対する考え方について大きな相違はないが、69.4%の大学は、「技術水準は必ずしも高くはないが、大きな市場価値がある特許」が高品質の特許であると考えていた。筆者の私見ではあるが、日本の大学は、発明の商業的価値よりも、発明の学術的価値を重視するのが一般的であり、日本の大学と中国の大学の間では、高品質の特許（発明）に対する考え方について、大きな隔たりが存在すると感じる。

### (2) 特許の品質を向上させるための措置

5割超の特許権者は、特許の品質向上のためには、「研究開発の投入を増大させる」ことが有効であると考えている。38.7%の特許権者は、特許の品質向上のためには、「専門的な知的財産人材を育成又は採用する」ことが有効であると考えている。また、38.1%の特許権者は、特許の品質向上のためには、「企業の知的財産の管理規定を整備する」ことが有効であると考えている。



### (3) 企業が特許出願、維持年金、訴訟に投入する費用

9割以上の企業が、特許出願、維持年金、訴訟に投入する費用は、100万元未満である。とりわけ、55.1%の企業が、特許出願、維持年金、訴訟に投入する費用が10万元未満であった。

## 4.3 大学及び研究機関が特許を移転及び産業化（商業化）するための措置

### (1) 特許を移転及び産業化（商業化）するための措置

5割超の大学及び研究機関が、特許を移転及び産業化するために、「積極的に展示会などに参加し、特許の取引プラットフォームを利用」していることが分かった。8割以上の大学が、「大学の先生と学生が研究開発の成果を利用して創業することを奨励し、各種支援」をしていることが分かった。

### (2) 特許の活用及び産業化する際の主要問題

67.7%の大学及び研究機関が、様々な要因のために、市場性のある特許が休眠していることが特許の活用及び産業化する際の主要な問題であると考えており、50.0%の大学及び研究機関が、研究成果が論文などにより発表されてしまったために、特許を取得できないことが特許の活用及び産業化する際の主要な問題であると考えている。

## 5. 特許の保護状況

### 5.1 企業のイノベーション成果に対する特許による保護

イノベーション成果の保護について、「特許の保護範囲があまりにも狭く、他人が合法的に迂回できてしまう」ことが特許の保護のリスクであると特許権者が集中的に考えており、このように考えている特許権者の割合は全体の58.0

%を占める。次に多いのが、「特許の審査期間が長く、技術の進歩に追いつけない」と考えている特許権者であり、このように考えている特許権者の割合は全体の50.1%を占める。

### 5.2 特許の保護水準

全体的に言えば、中国の特許権者は現状の特許の保護水準に不満であり、さらなる特許の保護強化を希望している。具体的には、7割近くの特許権者は現状の特許の保護水準は強化が必要であると考えており、2割以上の特許権者は現状の特許の保護水準は大幅な強化が必要であると考えている。

### 5.3 特許権侵害と保護

#### (1) 特許権侵害の状況

特許権者がこれまでに侵害に遭遇した割合は、14.5%を占める。権利者の種別からみると、企業、研究機関、及び個人の発明者の割合は概ね同様であり、全て1割を超えている。これに対して、特許権侵害に遭遇した大学の割合は、低く5.5%であった。

#### (2) 特許権侵害に対する措置

特許権侵害に遭遇した後、38.2%の特許権者は何ら措置を取らないと回答したが、残りの特許権者は何らかの措置を取ったと回答した。大学についてみると、何ら措置を取らない割合は15.7%と最も低かった。これらの統計数字から、大学は、とりわけ権利行使により積極的であるといえる。また、これらの統計数字は、近年中国で急増する特許訴訟の件数を裏付けるものでもある。

研究機関、企業、個人の発明者に関して、「警告状の送付」する割合が高いことが分かり、その割合は、それぞれ34.6%、27.8%、25.3%であった。これに対して、大学は、「行政機関に処理を要請する又は裁判所に訴訟を提訴」する割

合が高く、3割を超えていた。このように、中国の大学は権利行使により積極的であり、中国特許のクリアランス調査をする際、中国の大学の特許を重点的に調査する必要があると筆者は考えている。

### (3) 希望する特許保護の方式

60.4%の特許権者は、知識産権局などの当局が職権により、侵害行為を調査することを希望していた。45.7%の特許権者が、知識産権局などの当局に侵害行為の取り締まりを要請することを選択することを希望していることが分かった。

### (4) 侵害類型と損失

企業においては、営業秘密の窃盗が最も深刻な損失であると考えており、その割合は42.2%に達し、大学においては、特許権侵害が重大な損失であると考えており、その割合は5割を超えている。研究機関においては、特許権侵害・営業秘密の窃盗が重大な損失であると考えていることが分かった。

### (5) 特許に関する政策・法規の熟知度

個人の発明者は、特許法・支援政策・特許費用の減免制度について最も熟知しており、熟知度はいずれも5割以上であった。一方、特許の強制実施に関する弁法・特許行政保護弁法についての熟知度は低かった。

## 6. 各地の特許の発展状況

### (1) 「全国特許実力状況報告」の紹介

上記では、「中国特許調査データ報告」の内容をもとに、中国全国の特許状況に関するマクロレベルの詳細な調査内容について説明した。前述の通り、中国の国土が広大であるので、沿岸部と内陸部では経済的発展の状況・知的財産の保護状況が大きく異なることがあるため、特

許状況に関して中国各地に顕著なバラツキが存在している。

知的財産の側面から、中国での事業に貢献し事業を成功に導くためには、中国全国の特許状況を把握しつつ、中国各地に存在する特許状況に関するバラツキも踏まえたより精緻な中国知的財産戦略を立案することが重要である。このため、以下、国家知識産権局が、各地の特許の発展状況を把握するために、特許の創造、特許の活用、特許の保護、特許の管理、及び特許のサービスの5つの分野に関して、31の省、自治区、直轄市について調査した結果を纏めた「全国特許実力状況報告<sup>5)</sup>」の中で中国知的財産戦略を立案する際に重要と思われる内容について説明する。

### (2) 特許の総合発展状況

中国全国における特許の総合発展状況に関して、上位10位は、広東省、北京市、江蘇省、浙江省、山東省、上海市、天津市、四川省、福建省、湖南省の順であった。

中国の最大都市である上海市が、上位3位に入っていないことについて意外と感じる読者もいると思われるが、特許の総合発展状況について上海単独でみるのではなく、上海市と隣接する江蘇省・浙江省を含む「長江デルタ」というまとまりでみるのが、上海市及びその周辺の特許の総合発展状況をより実情に近い形で把握できる方法であると筆者は考えている。なぜならば、経済的・司法的資源の側面から見れば、上海市と隣接する江蘇省・浙江省は相当程度一体化が進行しているからである。「長江デルタ」というまとまりで特許の総合発展状況についてみると、3位の江蘇省と、4位の浙江省が上海に隣接しており、「長江デルタ」の特許の総合発展状況は、広東省、北京市の特許の総合発展状況と同格かそれ以上の実力があると考えられる。



### (3) 特許の創造の発展状況

特許の創造の発展状況は、一万人あたりの発明特許件数、発明特許の登録件数、PCT出願の出願件数、特許の維持率、特許の取下・放棄率、職務発明が特許出願に占める割合、大企業の特許出願が全体の特許出願に占める割合、及び1,000万元の研究開発費当たりの特許登録件数に基づいて調査した。

中国全国における特許の創造の発展状況に関して、上位10位は、北京市、上海市、広東省、浙江省、安徽省、重慶市、江蘇省、福建省、遼寧省、天津市の順位であった。

中国政府は、北京市と上海市に科学技術イノベーションセンターを建設することを国家戦略に据えており、今後より多くの研究開発資源が両市に投入されることから、北京市と上海市の特許の創造の発展状況は、他の地方と比較して今後加速的に発展すると考えられる。

### (4) 特許の活用の発展状況

特許の活用の発展状況は、特許の質権の設定件数及びその金額、特許実施許諾の件数及びその金額、特許の出願及び特許権の移転件数、全ての特許の内産業化（商業化）段階にある特許の割合、ハイテク産業において特許1件あたりがもたらす売上金額、及び中国特許受賞指数に基づいて調査した。

中国全国における特許の活用の発展状況に関して、上位10位は、広東省、北京市、江蘇省、浙江省、山東省、福建省、河南省、天津市、遼寧省、上海市の順位であった。

### (5) 特許の保護の発展状況

特許の保護の発展状況は、各地の裁判所が新規に受理した知的財産訴訟案件数、知識産権局が受理した特許侵害などの行政保護の申請件数、展示会などにおける特許の保護件数、及び特許を保護するための政府支援・クレームの申

し立て件数などに基づいて調査した。

中国全国における特許の保護の発展状況に関して、上位10位は、江蘇省、広東省、浙江省、山東省、北京市、天津市、重慶市、湖南省、福建省、河南省の順位であった。

### (6) 特許の管理の発展状況

中国全国における特許の管理の発展状況は、各地の法規・政策の制定状況、政府の知的財産事業への投資金額、国家知識産権局との協力体制の構築程度、地方が遂行する国家プロジェクトの進捗状況、地方の知識産権局の運営状況、知識財産先進企業の数量、及び企業の知識財産部の設置状況などに基づいて調査した。

中国全国における特許の管理の発展状況に関して、上位10位は、広東省、四川省、江蘇省、山東省、北京市、浙江省、天津市、上海市、湖北省、湖南省の順位であった。

### (7) 特許のサービスの発展状況

特許のサービスの発展状況は、特許情報の公共サービス機関の運営状況、特許情報の利用状況、特許代理の状況、特許電子出願の利用状況、及び知的財産のトレーニングセミナーの開催頻度・トレーニングの内容などに基づいて調査した。

中国全国における特許のサービスの発展状況に関して、上位10位は、北京市、広東省、上海市、江蘇省、浙江省、四川省、山東省、湖北省、天津市、福建省の順位であった。

特許のサービスの発展状況に関して、北京市が高得点を獲得しているのは、国家知識産権局が北京市に所在し、北京市に多数の特許事務所が存在していることに関係すると考えられる。

### (8) 中国の東部地区における特許の総合発展状況

中国の東部地区における特許の総合発展状況

に関して、上位3位は、広東省、北京市、江蘇省の順位であった。

#### (9) 中国の中部・東北地区における特許の総合発展状況

中国の中部・東北地区における特許の総合発展状況に関して、上位3位は、湖南省、遼寧省、安徽省の順位であった。

#### (10) 中国の西部地区における特許の総合発展状況

中国の西部地区における特許の総合発展状況に関して、上位3位は、四川省、重慶市、陝西省の順位であった。

## 7. おわりに

本稿では、「中国特許調査データ報告」で開示された研究開発活動、特許の活用状況、特許の管理状況及び特許の保護状況に関する中国のマクロレベルの特許状況について紹介した。また、「中国特許調査データ報告」の補充として、「2015年度 全国特許実力状況報告」で開示された各地のミクロレベルの特許状況についても紹介した。

これらの内容を通じて、中国では特許の利用（実施）度が従来考えられていたよりも高かった点、中国企業が売上高に対する研究開発の投入割合が従来考えられていたよりも大きかった点、中国の特許権者が特許権の行使により積極的になっている点などが判明し、従来の考え方（通説）と異なる部分が明らかになった。

また、上海市科学技術イノベーションセンターの建設、上海市と隣接する江蘇省・浙江省で構成される「長江デルタ」のGDPの絶対量・増

加率、「長江デルタ」の特許の総合発展状況を踏まえれば、中国で研究開発拠点などを設立することを検討する際、「長江デルタ」は有力な候補地であると筆者は考える。上海市科学技術イノベーションセンターの建設のために集まった研究開発人材、巨大市場へのアクセス性、及びイノベーション成果の保護体制がその理由である。

これらの点などを踏まえれば、自社の中国における知財戦略をより中国の知財状況に即したものにするため、必要に応じて中国における知財戦略の練り直し・修正が必要となることも考えられる。本稿が、自社の中国知財戦略の立案に携わる知財担当者にとって、少しでも役に立てれば幸いである。

## 注 記

- 1) 国家知識産権局, 2015年中国專利調查數據報告 URL (<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/yjcg/201607/P020160701584633098492.pdf>) 参照日2016年10月17日。本文を読むに当たっては本報告内の図表を参照するとより理解しやすいと考える。
- 2) URL (<http://news.10jqka.com.cn/20160402/c589018784.shtml>) 参照日2016年10月17日
- 3) URL (<https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/nenji/nenpou2016/honpen/0102.pdf>) 参照日2016年10月13日
- 4) 深入实施国家知识产权战略加快建设知识产权强国推进计划 URL ([http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016/201606/t20160624\\_1276455.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016/201606/t20160624_1276455.html)) 参照日2016年10月17日
- 5) 国家知識産権局, 2015年全国專利實力狀況報告

(原稿受領日 2016年8月12日)